

令和2年4月9日

牛久市立小中学校及び
義務教育学校保護者の皆さま

牛久市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策について（第9報）

児童生徒の保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策での市内小中学校及び義務教育学校の対応にご理解ご協力をいただきありがとうございます。昨日（4月8日）、新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言を受けて「市長・教育長共同メッセージ」が発せられ、市内小中学校及び義務教育学校の臨時休業を5月6日（水）まで延長することが示されました。また、臨時校長会が開かれ市教育委員会と協議し、下記の事項が決定されました。

更に、昨日行われた茨城県知事の記者会見からの情報も含め、情報提供させていただきます。

保護者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症対策のため大変なご負担をお掛けいたしておりますが、感染拡大防止のための国全体としての緊急事態対応であることをご理解のうえ引き続きご協力のほどお願いいたします。

牛久市教育委員会からお願い

学校での感染症発生防止には保護者のみなさま一人一人の日常の行動が大きく影響いたします。
茨城県から発信された要請に従い、不要不急の外出をお控えいただきますようお願いいたします。

【市長・教育長共同メッセージ】

- ・ 4月19日（日）までとしていた市内の小中学校及び義務教育学校の臨時休業については、国の緊急事態宣言を受け、5月6日（水）まで延長することとしました。
- ・ 学校でのお預かりや児童クラブ、保育園での安全な生活にも限界があります。利用する児童・園児が少ないことが最大のリスク回避になります。ご家庭等での生活が可能な場合には、ご利用を控えていただきますよう重ねてお願いいたします。
- ・ 市民の皆様の不安を解消し、一日も早い安寧を取り戻すべく、市民、事業者、行政が一体となってこの難局を乗り越えてまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【市校長会と教育委員会との会議結果】

- ・ 市内の小中学校及び義務教育学校の臨時休業については、5月6日（水）まで延長することとなり、学校再開後の5月7日（木）と8日（金）は午前中の授業、給食なしでの下校となります。
(5月11日（月）からは通常通り給食再開となります。)
- ・ 各学校で予定していたものを含め休業期間中の家庭確認・家庭訪問は、間近での会話を避けるため実施しないこととします。
- ・ 臨時休業期間の延長に伴い学校でのお預かり・児童クラブでのお預かりを延長しますが、感染リスク回避のためなるべく家で過ごすようお願いいたします。

(学習保障について)

- ・ 現在、各学校から提示されている課題や宿題に加えて、校長会が市内共通の教科書を活用した学習課題等を提示してまいります。
- ・ 市内全児童生徒が活用できるeラーニング（インターネット学習教材）の活用を進めてまいります。
- ・ A L Tによる英語学習の動画を配信してまいります。
- ・ パソコンやスマートフォン等でインターネットを介して学習できるサイトを紹介してまいります。

(就学援助制度について)

- ・ 就学援助制度の申込期限を4月27日（月）から5月22日（金）に変更します。これに伴い審査後の支払いの予定も若干遅くなりますが、ご了承願います。

(災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）について)

- ・ 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）は、学校の管理下で児童生徒が怪我などをした際に給付金が支払われ、児童生徒の学校生活を支えるとても大切な制度です。加入は強制ではありませんが全員加入をお願いしております。例年、加入の同意書を徴収していたところですが、今回はできませんので、加入を希望しない場合は、4月30日（木）までに学校に申し出てくださいとし、申し出のない方については承諾したものとして加入手続きをさせていただきます。共済掛金の保護者負担分（460円／年）を後ほど学校で徴収させていただきます。

【茨城知事会見（４／８）】

- 10市町に居住の方及び事業者に対し、以下を要請します。
(10市町：古河市、つくば市、つくばみらい市、守谷市、土浦市、阿見町、牛久市、龍ヶ崎市、取手市及び神栖市)
 - ◆ 平日昼間を加えた不要不急の外出自粛
 - ◆ 外出自粛の要請期間を5月6日まで延長
 - ◆ 会社員等の通勤自粛
 - ◆ 県立高校生の10市町外への通学自粛

- 県内に居住の方に対し、以下を要請します。
 - ◆ 緊急事態宣言の対象地域への通勤・通学を含めた移動自粛
 - ◆ 緊急事態宣言の対象地域に居住する家族等に対する帰省の呼びかけ自粛
 - ◆ やむを得ず緊急事態宣言の対象地域から帰省した場合は、なるべく家族との接触を避け、14日間の自宅待機

今後、状況が変わるたびに市教育委員会としての対応をお知らせしてまいります。

- ① 感染拡大防止の目的のため「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の「3つの密」が重ならないようにしてください。
- ② マスク、手洗い、うがいなど感染拡大防止のための行動を行ってください。
- ③ 万が一、児童生徒やご家族に新型コロナウイルスの発症が判明した場合は、学校へご一報ください。
- ④ 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く、または強いだるさや息苦しさがある方、及び3月4日以降海外から帰国された方は、帰国者・接触者相談センター（竜ヶ崎保健所 ☎0297-62-2161）、県庁相談窓口 ☎029-301-3200、厚生労働省窓口 ☎0120-565653 に相談してください。